

iFreeHOLD 日本国債2045（3・9月定期分配型）

第1回分配金のお知らせ

2026年9月28日

平素より「iFreeHOLD 日本国債2045（3・9月定期分配型）」をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。
このたび、当ファンドは2026年9月25日に第1期決算を迎えましたことをお知らせいたします。

投資環境等をまとめた資料をご用意いたしましたので、ぜひご確認いただければ幸いです。

なお、第1期決算における分配金は、125円（1万口当たり、税引き前）と決定いたしました。今後とも「iFreeHOLD 日本国債2045（3・9月定期分配型）」をご愛顧賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

■ 基準価額・純資産・分配の推移（2026年9月25日時点）

基準価額	8,919円
純資産総額	11億円

《分配の推移》（1万口当たり、税引前）

決算期	（年/月/日）	分配金
第1期	（26/9/25）	125円



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。

※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

※分配金は、決算の都度、収益分配方針に基づいて委託会社（大和アセットマネジメント）が決定しますので、将来の分配金について、あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。今後の市場環境や運用状況によっては、分配金の変更あるいは分配金が支払われない場合もあります。

※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

足元の投資環境

当期（2026年1月9日～2026年9月25日）の国内金利は上昇（債券価格は下落）しました。

2026年、年初の衆議院選挙において、消費税減税が主要な争点となったことで財政悪化懸念が強まり国内金利は上昇しました。その後自民党が大勝したことで、野党から拡張的な財政政策の要求は限定的になるとみられたことから過度な財政懸念は緩和し、国内金利は一時低下しました。

しかし、3月以降は中東情勢緊迫化に伴うホルムズ海峡の封鎖を背景に原油価格が上昇しインフレ懸念が高まったことで再び国内金利は上昇しました。6月には米国とイランの戦闘終結に向けた暫定合意がなされたことを受け国内金利上昇は一服しましたが、政府が公表した「骨太の方針」の原案から、拡張的な財政運営や日銀のインフレ対応が後手に回るリスクが意識され、国内金利は再び上昇しました。

7月末には日米協調での為替介入実施を経て、日銀が円安是正のため早期利上げを行うとの見方が広がったことや、不透明な中東情勢による原油価格上昇の再燃などを受け国内金利は上昇しました。このような環境下で基準価額は下落しました。

「金利ある時代」における資産運用の考え方

2024年に日銀がマイナス金利政策を解除して以来、「金利ある時代」へ急速に移り変わっています。この金利上昇は住宅ローン金利の上昇など負の側面もありますが、債券から得られる利回りが高くなるなど利点にも目を向けるべきだと考えます。当ファンドのような債券ファンドを活用することで、資産運用の選択肢を広げることが可能になります。

また、2022年以降の海外の地政学的要因や円安などを背景に、長年デフレに苦しんできたわが国もインフレ圧力にさらされています。現預金のままでは、現時点での保有金額で購入できるものが、物価上昇により将来的に購入できなくなるという状況に陥る可能性があります。このようなインフレ環境を踏まえて高い利回りを活用した資産運用を検討する重要性が高まっています。

日本20年国債利回り（単利）



長期保有により超長期債の高い利回りを享受

当ファンドは2045年9月20日償還（残存19年程度）のクーポン2.7%の超長期国債1銘柄に投資しています。本レター執筆時点において、4%程度（単利）の利回りとなっています。超長期債への投資のため残存期間は長く、その分金利変動の影響を受けることにはなりますが、為替リスクや個別企業の信用リスクを取ることなく、この利回りは魅力的な水準と考えます。

一般に債券ファンドから得られるリターンは、利金収入と債券価格変動の2つに大別できます。

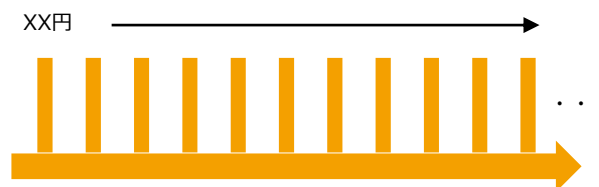
当ファンドは毎年3・9月25日（休業日の場合は翌営業日）の決算日に投資対象債券から得られる利金収入などを原資にして分配を行うため、每期ほぼ一定程度の分配金収入が期待できます。

また当ファンドは当初設定来、金利上昇（債券価格下落）により基準価額は下落しています。今後さらなる金利上昇により、基準価額が下落する可能性があります。しかし債券の特性として、満期日に額面で償還されるため、たとえ購入後に金利が上昇したとしても、償還日に近づくにつれ債券価格は額面へ徐々に向かう推移となります。

したがって、当ファンドを長期保有することにより、定期的に一定水準の分配を積み上げられることに加え、（債券価格が額面を下回る現状においては）債券価格が額面へ向かう過程で値上がり益を獲得することができ、当ファンド購入時に想定される利回りの獲得が概ね期待できます。（償還までの保有を前提とした場合の考え方であり、解約時期によっては想定した利回りを下回る場合があります。）

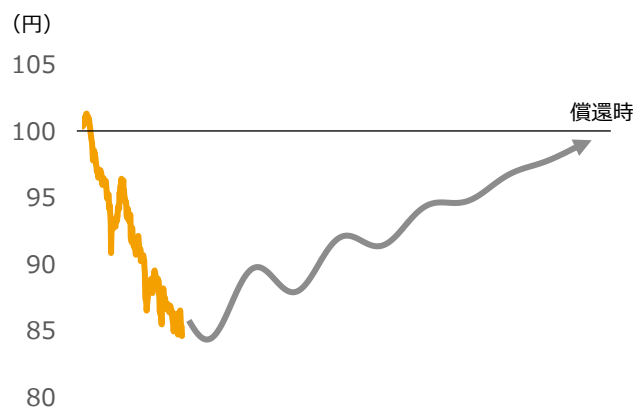
今後、物価の上振れリスクの高まりによる利上げペースの加速や、財政悪化懸念、海外金利上昇の波及など、様々な金利上昇シナリオが想定できるものの、上述のことから、定期的に分配金を得られることに加え、償還日に向け債券価格は額面へ収斂していくため、金利上昇局面だとしても長期保有をすることが、当ファンドの商品性において適していると考えます。

■ 分配金のイメージ



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額を分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 債券価格推移のイメージ



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

- ・わが国の国債に投資をすることにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざします。

ファンドの特色

- ・当ファンドの信託期間内に償還日を迎えるわが国の固定利付国債に投資し、償還まで保有します。
 - 運用にあたっては、以下の点を基本とします。
 - ・設定当初に残存期間が 20 年程度かつ当ファンドの信託期間内に償還日を迎えるわが国の固定利付国債 1 銘柄に投資し、償還まで保有します。
 - * 残存期間の長い債券は、残存期間の短い債券と比較して、金利が変動したときの価格変動が大きくなります。
 - ・追加設定により新たに投資する場合または組入銘柄のクーポンを再投資する場合には、保有しているわが国の固定利付国債と同じ銘柄に投資します。
 - ※ただし、市場環境等によっては、保有しているわが国の固定利付国債より残存期間が短い別のわが国の固定利付国債に投資することがあります。
 - * 固定利付国債は、クーポンを受け取った時点での金利水準によってクーポンの再投資利回りが変動する可能性があるため、償還時の利回りが確定するわけではありません。
- ・信託期間は約 20 年です。
 - (2026 年 1 月 9 日から 2046 年 1 月 10 日まで)
- ・毎年 3 月 25 日および 9 月 25 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

投資リスク

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

公社債の価格変動 (価格変動リスク・信用リスク)	公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。 特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。 組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。
その他	解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
購入時手数料	販売会社が別に定める率 ※徴収している販売会社はありません。	—
信託財産留保額	0.05%	換金に伴い必要となる費用等を賄うため、換金代金から控除され、信託財産に繰入れられる額。換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対して左記の率を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

	料 率 等	費 用 の 内 容
運用管理費用 (信託報酬)	年率0.1265% (税抜0.115%)	運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。
配分 (税抜) (注1)	委託会社	年率0.05%
	販売会社	年率0.05%
	受託会社	年率0.015%
その他の費用・ 手数料	(注2)	監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

お申込みメモ

購入単位	最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万口当たり）
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払い下さい。
換金単位	最低単位を 1 口単位として販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額（1 万口当たり）
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して 4 営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの） なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込みには制限があります。
購入・換金申込受付 の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、購入、換金の申込みの受付を中止すること、すでに受付けた購入、換金の申込みを取消すことがあります。
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）できます。 ・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合 ・信託財産の純資産総額が 30 億円を下ることとなった場合 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
収益分配	年 2 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。 （注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。 当ファンドは、NISA の「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。 ※税法が改正された場合等には変更される場合があります。

設定・運用:

商号等

加入協会

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

大和アセットマネジメント株式会社
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号
 一般社団法人資産運用業協会
 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

Daiwa Asset Management

※詳しくは「投資信託説明書（交付目論見書）」をご覧ください。

ファンドに関するお電話でのお問い合わせ

☎0120-106212

(受付時間：営業日 9：00～17：00)

※お客様のお取引状況・その他口座内容に関するご照会はお取引先の銀行、証券会社等の金融機関にお問い合わせください。

URL <https://www.daiwa-am.co.jp/>

当資料のお取扱いにおけるご注意

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメント株式会社が作成したものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失はすべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。記載する指数・統計資料等の知的所有権、その他一切の権利はその発行者および許諾者に帰属します。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆さまの実質的な投資成果を示すものではありません。記載内容は資料作成時点のものであり、予告なく変更されることがあります。記載する投資判断は現時点のものであり、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料中で個別企業名が記載されている場合、あくまでも参考のために掲載したものであり、各企業の推奨を目的とするものではありません。また、ファンドに今後組み入れることを、示唆・保証するものではありません。
- 同じ銘柄名が複数表示される場合、同一銘柄名であっても市場や通貨等が異なる場合があります。また、銘柄名称が長い場合、名称の一部が表記されない場合があります。
- 分配金は収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

iFreeHOLD 日本国債2045（3・9月定期分配型）

販売会社名（業態別、50音順） （金融商品取引業者名）		登録番号	加入協会			
			日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
株式会社イオン銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○			
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI新生銀行 （委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社）	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○	○
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	○		○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○	○	○
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。